

おおもり

法人ニュース

— Vol.6 2020.7・8・9 —

葉月号

えんぴつ画「季節のやさい」



(作者・京浜容器株 内海節子氏)

■ 顔 ■

株式会社トーカン 代表取締役
東京ガスリックリビング株式会社

執行役員

伊藤 健二 ②

大森税務署人事異動④ タックス・インフオメーション
緊急経済対策における税制上の措置⑥ 第十回通常総会⑧

読み物 リダーは、ビジョンを示そう⑩ ひろば⑫ 広島西南法人会／日本政策金融公庫から⑬
お出かけください／ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 大森法人会

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

神楽なんばん(ナス科トウガラシ属/原産日本新潟)英名 Kagura Chilipepper

戦国時代の頃に日本に渡来し、なぜか新潟県山古志村で栽培されるきわめて独特な南蛮(とうがらし)である。ゴツゴツとした外観が神楽面に似ていることから「かぐらなんばん」と呼ばれるようになった。

(文・衛江ヌフォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

167

法人会を通じて組織力と仲間力を活かした 会員同士のネットワーク構築を

株式会社 トーカン
東京ガスリックリビング株式会社
公益社団法人大森法人会 青年部会
一般社団法人東京法人会連合会
第3プロダクト長／青年部会連絡協議会

代表取締役
執行役員
副部会長
副会長

伊藤 健二

リビング株式会社で執行役員の職に就いております。

伊藤健二さん(49歳)は、祖父の伊藤末吉さんが伊藤建設株式会社の創業者であり、大森法人会初期の会長として活躍され、父の安一さんも会長として法人会の公益社団法人

化に尽力されました。法人会を「公私とも、いつでも傍らに根付いている存在」と言う健二さんは、代々の意志を受け継ぎつつも、ネット化社会、新型コロナウイルス感染症拡大など大きく変貌する世界情勢や社会に対応するため、青年部会副部会長としてさまざまな課題に取り組んでいます。

祖父、父から
伝えられた「教え」

現在は株式会社トーカンの代表取締役で東京ガスリック

の職に就いております。元々、祖父が創業した伊藤建設株式会社が、主要な取引先であった東京ガスの政策の一環で2005年に合併しました。そこからいくつかの段階を経て、現在の組織に落ち着きました。伊藤建設の社員も多々います。業務としては、事業所である東京ガスライフバル港、渋谷、調布柏江などを通して来るお客様のリフォームやガス器具修理・交換などに対応する仕事です。

その伊藤建設の創業者で祖父の伊藤末吉は秋田から家出同然に出てきたそうです。祖父が幼少の頃は雄物川がよく氾濫をしていて、それをどうにかしたいと思っていたそうです。実際創業後雄物川の堤防建設を実現させました。苦勞をして一代で会社を作

り上げた人でしたから、祖父は私が幼稚園に通う子供の頃から、「人の嫌がること、苦勞することを積極的になさい」と教えられました。

祖父から会社を受け継いだ父の安一はあまり過干渉する人ではなく、割と自由にさせてくれました。でも、何かコトを間違えたりすると、厳しかったですね。そういう意味では怖かったです。自分にとっては錘(おもり)のような存在ですね。一方で勉強については成績がビリでもいいから自分が納得するようにやれと言われました。父の教え通り学生時代は勉強はさておき(笑)応援団長、空手部主将などを務める事ができました。自分で自分を律するように育てられたように受け止めています。

法人会は公私とも、いつでも傍らに根付いている存在



▲東法連青連協役員メンバー

法人会のメンバーは自らの意志で所属しているわけですし、同じような志を持つている方々が集まっています。困った時や悩んだ時、うれしい時などは互いに協力し合うのにハードルは高くありません。とりわけ長い時間を共有している部会の仲間ならなおさらです。

青年部会は腹を割って話せる仲間(友人)をつくる事ができる組織だと思いますし、自分はそう言う付き合い方をさせていただいています。

法人会は全国440単位数およそ80万社の会員が所属するので、総合力は計り知れないですね。そんな時代に本業以外の活動を縮小し脱会するのではなく、むしろ法人会のメンバー同士でネットワークを形成して団結して仕事を売込むなどの戦略が実現すればいいですね。特に大森ならではの技術力を結集しブランディングできれば夢が広がります。大田汐やきそばや下町ボブスレーなどは近い例かもしれませんが。

税知識の普及や申告納税制

度の定着というミッションを第1フェーズとするなら、第2フェーズは組織力と仲間力を活かした会員同士のネットワーク構築および事業化も役割の一つになってくるのではないのでしょうか。

顔は、相手に第一印象を与える一番大事なところ

趣味は「子供(子育て)」と「料理」「グルメ店食べ歩き」です。10歳と5歳の子供たちと多くの時間を共有し、娘たちの将来の姿を思い浮かべる事が今一番充実しています。勉強、遊び、旅行、スキー、海水浴、キャンプなどなんでもします。多くの実体験を通じ、多様性を身に付け大人になっていって欲しいです。

「料理」は20代の頃から好きで、休日は3食作ります。朝起きた時から「今日は何をつくらうか」と頭が一杯になります。買い出しで

旬のいい食材に出会った時などはワクワクしてしまいます。また、料理の趣味に繋がるのですが、美味しいと評判のお店を巡るのが好きです。B級グルメ店からそれなりの高級店たまには訪れています。美味しいお店を知っていることは、仕事上でも接待などの際に役立ちますし家族でも記念日などに行くようにしています。

顔は、相手に第一印象を与える一番大事なところです。私は

ちよつと第一印象悪いのですが(笑)。会話をする時も言葉と連動して表情をしつかり意識的に作っていくことが大事。それが自分の顔になってくる。人生の経験を顔に出せるようにできればいいなと思っています。

(インタビュー)

中西 亮 岡本 勝子
石井 幸恵 縣 伸幸
安野 貞治郎 仲幸

(文) 須貝 明司

6月24日 大森法人会館にて



プロフィール

伊藤 健二(いとう けんじ)
1971年8月25日生まれ 東京都大田区出身

- 1996年 立正大学経営学部卒業
- 1996年 東洋建設株式会社(東北支店、東京支店勤務)
- 2002年 伊藤建設株式会社取締役
株式会社トーカン取締役
大森法人会青年部会役員就任
- 2005年 合併により伊藤建設からリック株式会社となる
株式会社トーカン代表取締役就任
- 2019年 東法連第3ブロック長、東法連青連協副会長就任
- 2020年 東京ガスリックリビング役員

株式会社トーカン 東京都大田区山王2-3-12 電話03-6315-2798
東京ガスリックリビング株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷2-1-1 電話03-3375-8559



大森税務署人事異動

定期人事異動がありました。署幹部をご紹介します。

(7月10日発令 敬称略)



署長
和彦 (新任)
名取り かずひこ



法人担当 副署長
今村 宏嗣
いまむら ひろし



総務担当 副署長
高梨 晃弘 (新任)
たかなし てるみつ



特別調査官(法人)
高橋 稔 (新任)
たかはし みのる



総務課長
大井 政光 (新任)
おおい まさみつ



法人課税第1部門 統括官
菅野 弘 (新任)
すがの ひろし



法人課税第2部門 統括官
関矢 範子
せきや のりこ



法人課税第3部門 統括官
松井 敏 (新任)
まつい さとし



法人課税第4部門 統括官
石川 進 (新任)
いしかわ すずむ



法人課税第5部門 統括官
南淵 康行 (新任)
みなみぶち やすゆき



連絡調整官(法人)
本間 健一
ほんま けんいち



審理担当上席
野口 卓也 (新任)
のぐち たくや



審理担当官
伊藤 真也 (新任)
いとう しんや



税務署からのお知らせ

納税証明書の請求は 便利なオンライン請求をご利用ください!



- 融資の申込等に必要な納税証明書の取得のために来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。
納税証明書の請求は、来署いただくなくても、インターネットや郵送ですることができます。

インターネットでの請求(オンライン請求)をご利用いただきますと、次のようなメリットがあります。

- ① 指定された日に税務署窓口で証明書を受け取ることができ、待ち時間が短縮できます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日をご指定ください。)
- ② 発行手数料が割安となります。
1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)
(注) 電子証明書をお持ちの方は、オンライン請求して郵送で受け取る方法、電子納税証明書(電子ファイル形式)で受け取る方法も可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください。

- 税金の納付につきましても、税務署や金融機関に出向くことなく手続きをすることができる電子納税等をぜひご利用ください。
 - ・インターネットバンキングを利用した納付
 - ・ダイレクト納付
 - ・クレジットカード納付



税金クイズ

次の問題に番号で答え
てください。あなたの税
知識は?



A 宗教法人で、収益事業がある場合、法人税が課されるか。

- ① 課される
- ② 課されない

B 法人に係る消費税の申告期限を延長させる制度はあるか。

- ① ある
- ② ない

C 所得税の基礎控除には、所得制限があるか。

- ① ある
- ② ない

D そばの出前や宅配ピザの配達には、消費税軽減税率の対象となるか。

- ① 対象となる
- ② 対象とならない

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**

▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特別措置

（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件

（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）

- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する**払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人

全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6

FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを除く）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

公益社団法人 大森法人会 第十回通常総会を開催

令和2年6月4日(木)午後5時より通常総会が開催されました。

中村総務副委員長が司会を担当。定足数の報告、議事録署名人が選任された後、令和2年度事業計画並びに収支予算の概要が報告されました。

次いで、第一号議案の令和元年度事業報告並びに財務諸表承認の審議が行われ、全ての議案が滞りなく承認されました。

なお、総会資料については、全会員宛てに事前にご送付させて頂いておりますので、ここでは貸借対照表・正味財産増減計算書のみを掲載させていただきます。

貸借対照表

公益社団法人 大森法人会

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,927,843	1,814,323	3,113,520
未収会費	445,800	502,800	△ 57,000
流動資産合計	5,373,643	2,317,123	3,056,520
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館修繕引当資産積立金	13,500,000	13,500,000	-
特定資産合計	13,500,000	13,500,000	-
(2) その他固定資産			
建物付属設備	966,814	1,799,737	△ 832,923
什器備品	1	1	-
土地	31,053,315	31,053,315	-
定期預金	-	3,000,000	△ 3,000,000
出資金	110,000	110,000	-
その他固定資産合計	32,130,130	35,963,053	△ 3,832,923
固定資産合計	45,630,130	49,463,053	△ 3,832,923
資産合計	51,003,773	51,780,176	△ 776,403
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,240	-	3,240
預り金	235,820	478,996	△ 243,176
仮受金	240,000	-	240,000
流動負債合計	479,060	478,996	64
2. 固定負債			
負債合計	479,060	478,996	64
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	-	-	-
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
1. 一般正味財産			
(1) 代替基金	-	-	-
(2) その他一般正味財産	50,524,713	51,301,180	△ 776,467
一般正味財産合計	50,524,713	51,301,180	△ 776,467
(うち特定資産への充当額)	(13,500,000)	(13,500,000)	-
正味財産合計	50,524,713	51,301,180	△ 776,467
負債及び正味財産合計	51,003,773	51,780,176	△ 776,403

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

公益社団法人 大森法人会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
特定資産運用益	1,294	1,441	△ 147			
特定資産受取利息	1,294	1,441	△ 147			
受取会費	30,948,600	31,780,000	△ 831,400			
正会員受取会費	30,549,000	31,435,000	△ 886,000			
特別会員受取会費	399,600	345,000	54,600			
事業収益	101,291	164,526	△ 63,235			
簡易保険取扱事業収益	101,291	164,526	△ 63,235			
受取補助金等	15,641,900	15,755,808	△ 113,908			
受取県連補助金	1,490,400	1,812,328	△ 321,928			
受取全法連助成金振替額	13,541,500	13,248,700	292,800			
受取全法連助成金	610,000	694,780	△ 84,780			
受取負担金	8,575,000	8,441,414	133,586			
受取負担金	4,158,500	4,172,486	△ 13,986			
青年部会受取負担金	1,830,333	1,870,262	△ 39,929			
青年部会活動維持負担金・年会費	432,000	447,000	△ 15,000			
女性部会受取負担金	1,093,834	890,333	203,501			
女性部会活動維持負担金・年会費	148,000	158,000	△ 10,000			
源泉部会受取負担金	632,333	633,333	△ 1,000			
源泉部会活動維持負担金・年会費	280,000	270,000	10,000			
雑収益	3,518,136	1,964,260	1,553,876			
広告料収益	480,000	805,000	△ 325,000			
受取利息	2,124	212	1,912			
雑収益	3,036,012	1,159,048	1,876,964			
経常収益計	58,786,221	58,107,449	678,772			
(2) 経常費用						
事業費	49,024,446	52,086,392	△ 3,061,946			
役員報酬	1,840,860	7,363,440	△ 5,522,580			
給料手当	11,761,827	8,190,292	3,571,535			
退職給付費用	429,119	150,480	278,639			
福利厚生費	2,957,873	2,414,472	543,401			
会議費	8,070,631	8,692,288	△ 621,657			
旅費交通費	2,592,466	2,540,941	51,525			
通信運搬費	1,694,204	1,740,414	△ 46,210			
減価償却費	752,130	752,130	-			
消耗品費	1,557,927	1,884,999	△ 327,072			
修繕費	150,639	235,752	△ 85,113			
印刷製本費	3,035,591	2,955,504	80,087			
燃料費	42,176	108,905	△ 66,729			
光熱水料費	592,244	608,589	△ 16,345			
賃借料	1,990,616	2,389,692	△ 399,076			
保険料	991,107	1,132,597	△ 141,490			
諸謝金	1,180,882	780,027	400,855			
租税公課	768,724	768,724	-			
支払負担金	6,204,086	6,889,875	△ 685,789			
委託費	1,928,059	2,095,311	△ 167,252			
広告宣伝費	112,152	111,560	592			
支払手数料	299,703	229,976	69,727			
雑費	71,430	50,424	21,006			
管理費	6,735,342	5,771,451	963,891			
役員報酬	49,140	196,560	△ 147,420			
給料手当	3,395,166	2,364,208	1,030,958			
退職給付費用	84,181	29,520	54,661			
福利厚生費	580,252	473,652	106,600			
会議費	63,580	77,206	△ 13,626			
旅費交通費	266,075	226,978	39,097			
通信運搬費	171,580	372,953	△ 201,373			
減価償却費	80,793	80,793	-			
消耗品費	114,889	104,928	9,961			
修繕費	26,583	41,603	△ 15,020			
印刷製本費	281,807	165,366	116,441			
燃料費	8,273	21,364	△ 13,091			
光熱水料費	104,513	107,398	△ 2,885			
賃借料	357,248	376,270	△ 19,022			
保険料	157,291	178,741	△ 21,450			
租税公課	82,576	82,576	-			
支払負担金	398,412	417,819	△ 19,407			
支払利息	10,554	7,893	2,661			
委託費	258,469	253,660	4,809			
広告宣伝費	22,000	21,884	116			
渉外慶弔費	126,200	85,000	41,200			
リース料	51,322	51,322	-			
支払手数料	42,520	28,181	14,339			
雑費	1,918	5,576	△ 3,658			
経常費用計	55,759,788	57,857,843	△ 2,098,055			
評価損益等調整前当期経常増減額	3,026,433	249,606	2,776,827			
評価損益等計	-	-	-			
当期経常増減額	3,026,433	249,606	2,776,827			
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	-	-	-			
(2) 経常外費用						
退職引当金繰入	3,500,000	-	3,500,000			
雑損失	222,600	375,000	△ 152,400			
経常外費用計	3,722,600	375,000	3,347,600			
当期経常外増減額	△ 3,722,600	△ 375,000	△ 3,347,600			
税引前当期一般正味財産増減額	△ 696,167	△ 125,394	△ 570,773			
法人税・住民税及び事業税	80,300	73,400	6,900			
当期一般正味財産増減額	△ 776,467	△ 198,794	△ 577,673			
一般正味財産期首残高	51,301,180	51,499,974	△ 198,794			
一般正味財産期末残高	50,524,713	51,301,180	△ 776,467			
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金等	13,541,500	13,248,700	292,800			
受取全法連助成金	13,541,500	13,248,700	292,800			
一般正味財産への振替額	△ 13,541,500	△ 13,248,700	△ 292,800			
一般正味財産への振替額	△ 13,541,500	△ 13,248,700	△ 292,800			
当期指定正味財産増減額	-	-	-			
指定正味財産期首残高	-	-	-			
指定正味財産期末残高	-	-	-			
III 正味財産期末残高	50,524,713	51,301,180	△ 776,467			

先が見えない
状況だからこそ

リーダーは
ビジョンを
示そう

経営教育コンサルタント 塩川 昭

1. 目標が明確になるとやる気が出てくる

ある中小製造業の話です。

その会社では新入社員（主に高校生）の定着の悪さに悩んでいたのですが、ある年から定着率が非常に良くなったそうです。

いったい何をされたのか、社長に聞いてみたところ「社長自らが新入社員と個別面接をするようにした」とのことでした。

個別面接の内容は「自身自身の将来像を考えさせる手伝い」がメインだと、その社長はおっしゃっています。

した。

面接内容のイメージとしては、

社長「君は将来何を目指しているんだ」

新入社員「うーん、特に何も考えていません」

社「そうか。ところで君はいつごろ結婚する？」

新「結婚ですか？考えたことないですね」

社「一生独身でいるつもり？」

新「いや、そんなこともないですけど」

社「良い人と出会えれば結婚するかも知れない、ということかな？」

新「まあそうですね」

社「何卒ぐらいで結婚すると思う？」

新「いやあ、わかんないです」

社「それはそうだろう。だいたい良いんだ。何卒頃までには結婚したいと思う？」

新「そうですね、28ぐらいまでには……」

社「あと10年だな。ところで結婚するには金かかるって知ってた？」

新「はあ、なんとなく」

社「いくらぐらいかかると思う？」

新「さあ……。50万円ぐらいですか？」

社「冗談言っちゃいけないよ。300万円ぐらいかかるぜ」

新「そ、そうなんですか？」

社「そうだよ。今そのぐらい貯金ある？」

新「ありません」

社「1年あれば300万円貯まるかい？」

新「無理です」

社「だから給料もらったら、どういうふうに使ってどういうふうに使っていいか、という計画が必要なんだよ。28才までに300万円貯めようと思ったら、毎月いくら貯金すれば良いか、ちよつと今、計算してごらん……」

というような感じで自分の将来像をイメージさせ、実現のために今何をしなければならぬかを考えさせ

2. リーダーがビジョンを「示す」ことの重要性

ビジョンとは、一般的には「中長期の計画」を指します。簡単に言えば、「いつまでに、どんな姿になる」ということです。

そもそも、企業経営において、トップ企業が明確なビジョンを持つていることは、必要不可欠です。

ナポレオン・ヒルという人の言葉で「人間はイメージした通りの人間になる」というのがあります。

「私はいつまでにこういう姿になる」という思いが強ければ、次に「そのため

せていくとのことでした。この会社では、今でも社長面接を行っているのですが、効果は上々だそうです。

もちろん、賃金を世間相場に劣らないようにするとか、労働環境を改善するとか教育訓練体制を整備する等の対策は別途行っているとは思いますが、「目標が明確になるとやる気が出てくる」という好事例と云って良いでしょう。

には何をすれば良いか」という発想（行動計画）が生まれます。その行動計画を実行して行けば、着実に思い描いたビジョンの実現に近づいていく、ということの意味しており、会社も同じことで、「会社はトップがイメージした通りの会社になる」と言っていて良いでしょう。しかし、トップ一人がビジョンを持っていても、語らなければ、社員には伝わりません。

トップは、「いつまでにこういう姿になる」「その

ためには、こういうことを実行することが必要だ”を社員に向かって繰り返し熱く語る必要があります。

はじめは、社員の反応も冷淡かも知れません。しかし、そこで諦めてはいけません。

実際に、成果が出るようになれば、社員も徐々に「社長の言った通りやれば実現出来るかも」と、信じてくれるようになっていきます。

そのような空気が生まれれば、しめたものです。希望が見えてくれば、人はやる気になります。職場は活気づき、ますます、やる気が出る組織風土が形成されていきます。

全社員で行動計画実行に邁進すれば、着実にビジョンの実現に近づいていくのです。

商売には波があります。

3. 先が見えない状況だからこそリーダーはビジョンを示そう

順調な時ばかりではあり

新入社員のビジョンを引き出していましたが、このような指導技法を「コーチング」といいます。

個人のビジョンを引き出すには、コーチングは有効ですが、会社全体のビジョンは、トップが打ち出して全社員に語らなければなりません。

ビジョン実現のために何をすれば良いかという行動計画策定については、経営幹部や管理者を巻き込んで色々議論するのは良いことですが、大元となるビジョンが不明確では行動計画を策定することは出来ません。

そもそも、トップが明確なビジョンを持っておらず、その場の成り行きで言うことが二転三転したら、社員は不満がたまり、不信感が募ってきます。

トップ（リーダー）に揺るぎない信念があるからこそ、社員はリーダーを信じつついてくるのです。

明確なビジョンがあり、実現のための行動計画を立てても、思ったようにはかどらない場合も勿論あります。

この度のコロナ禍では、多くの企業や個人事業主が大打撃を受けていることではある。

研修講師を業としている私も例外ではありません。本来であれば、新入社員研修需要で繁忙期であるはずの3月・4月も、次から次にキャンセルがありました。

5月以後もキャンセルの勢いは止まらず、一体いつになったら正常な状態に戻るのか見当もつかない状態です。

弊社でも世間並みに年間の売上目標や5カ年計画は存在しております。来期以後の張張り次第では5カ年計画達成は可能と踏んでおりますので、これは放棄しておりませんが、今期の売上目標達成に関しては正直申し上げていくら強がっても絶望的という状況です。

ビジョンや行動計画はい

ったん策定したら絶対に変えてはならないというものではありません。計画には修正はつきものです。

あまりにも朝令暮改が過ぎると社員も「どうせ達成できないから、またすぐ変更されるよ」と思ってしまうから、むやみに修正することは禁物ですが、どう考えても達成できない目標を頑なに堅持することも現実的ではありません。

「今期はこんな状態だから、正直言って達成は無理だ。このように下方修正する。遅れた分は来期以後の〇年間でこのように挽回する」というのも立派なビジョンです。

最もまずいのは、状況が激変して、当初のビジョン達成が難しくなったにもかかわらず、どのように修正するかを何も示さないことです。

この度のコロナ禍で先行きどうなるのか不安に思っている経営者の方はたくさんいらっしゃるはずですが、不安に思っているのは経営者だけではありません。

社員の皆さんや家族の皆さんも同様に、いや、経営実態が見えにくい故に、より一層不安に思っているに違いありません。

そんな時に、トップ（リーダー）が泣き言ばかり言っていたら、ますます不安を煽り、この状況を打開するために得なければならない協力も得られないことになってしまいます。

どう考えても達成不能なことを大言壮語する必要はありません。

現在の窮状を取りあえず凌いで、先々で挽回していく現実的なビジョンを示して社員や家族に安心してもらい、協力してもらうことが大切です。

こんな時だからこそ、リーダーが「これなら出来る」と思ってもらえるビジョンを示して、この危機を全員で乗り越えていこうではありませんか。

「計画を持って。長期の計画を持っていれば、忍耐と工夫と、そして正しい努力と希望が生まれる」（電通「鬼十則」より）



第十回通常総会が開催されました。今年度は、新型コロナウイルスの感染防止の為に、アルコール消毒液・マスク等感染症対策を実施し、最小限の参加人数にて開

第十回 通常総会

6月4日(木) 参加者36名
会場:大森東急REIホテル

催させて頂きました。通常総会では、全ての議案が満場一致で承認可決されました。例年開催している署長講演会及び交流会は中止とさせて頂きました。

公益社団法人 大森法人会 第十回通常総会



Membership
データ

令和2年6月末現在
管内法人数 **8,026社** 大森法人会員数 **1,561社**

女性部会 東京視察研修

令和元年10月24日(木)～10月26日(土)

研修一日目、最初に訪れたのは、「東京ジャ
ーミー・トルコ文化センター」。日本で一番大
きなモスク(イスラム教礼拝堂)でアジアでは
一番美しいモスクとも言われているだけあり、
本国より装飾の部材を取り寄せ、数十人の建
築業者や職人を招いて作られており、ステッ
ドグラスはいつまでも見ていたいと思うほど
幻想的な色彩でした。夜は日本の伝統文化で
ある歌舞伎を鑑賞しました。今回の演目は「三
人吉三巴白浪」「二人静」。太鼓や小鼓、三味線、
笛の音。役者さんの声、所作。舞台仕掛け。衣
装。どれもが心に響き、日本の文化の美しさ、
すばらしさに魅了された夜になりました。

研修二日目は、姉妹提携縁組を結ばせてい
ただいております大森法人会女性部会との
交流会をすることができました。昼食後は一緒に、防災体験学習が
できる「そなエリア東京」という施設に行き、共に防災への意識を
高める時間になりました。東京湾ディナークルーズ・シンフォニー
に乗船する頃には、雨も上がり、東京湾からの夜景を楽しみながら
美味しいお食事を堪能できました。

最終日は、自由行動でしたが、ちょうど上野公園の東京国立博物
館で御即位記念特別展「正倉院の世界―皇室が守り伝えた美―」が
始まっており、観覧することができました。
大森法人会との交流あり、異文化・今昔の日本の文化も体感で
きた盛りだくさんの宿泊研修旅行となりました。



公益社団法人 広島西南法人会
廿日市市桜尾二丁目二一六八 廿日市第二庁舎一階
TEL〇八二九二〇一五二〇二

つなぐ。支える。 事業を、地域を。



JFC 日本政策金融公庫
大森支店 国民生活事業

日本公庫は、お客さまの夢の実現をお手伝いします。

03-3761-7552

多額資金相談ダイヤル (行こうよ! 公庫)
0120-154-505

1日(日)	
2日(月)	
3日(火)	🌸 文化の日
4日(水)	
5日(木)	
6日(金)	
7日(土)	
8日(日)	
9日(月)	
10日(火)	正副会長会 11:00 法人会館研修室
11日(水)	
12日(木)	納税表彰式 池上朗峰会館
13日(金)	
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	
17日(火)	
18日(水)	
19日(木)	
20日(金)	
21日(土)	
22日(日)	
23日(月)	🌸 勤労感謝の日
24日(火)	
25日(水)	
26日(木)	理事会 16:00 法人会館研修室
27日(金)	
28日(土)	
29日(日)	
30日(月)	
期限	11/10 源泉所得税(10月分)納税
	11/30 9月決算法人の確定申告と納税
	11/30 3月決算法人の中間申告と納税
	11/30 社会保険料(10月分)納付期限



お出かけください。

★初めての経理実務講座【全6回】

日程：9/17(木)・9/24(木)・10/1(木)・
10/8(木)・10/15(木)・10/22(木)

経理実務についてわかりやすく解説いたします。

会場：大森法人会館 研修室

★年末調整・法定調書講座【全2回】

日程：10/6(火)・10/13(火)

新規改正点もしっかり確認、手続きの流れを丁寧に解説いたします。

会場：大森法人会館 研修室

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となる場合がありますので、ホームページをご確認ください。

◀ カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。



●「がんを防ぐための新12か条」をご紹介します。コロナ禍では「新しい生活様式」の実践が求められていますが、この機会にコロナに限らず、がんを防ぐために生活全般を見直してみたいかがでしょうか？

① たばこは吸わない
② 他人のたばこの煙をできるだけ避ける
③ お酒はほどほどに
④ パランスのとれた食生活を
⑤ 辛い食品は控えめに
⑥ 野菜や果物は不足にならないように
⑦ 適度に運動
⑧ 適切な

パソコン経由のセミナー受講では集中できないのではないかと懸念していましたが、そのようにすることはなく、随時WEB上で質問できるなどWEBならではの利点もありました。

これからは、実際に人が集まるから可能なこと、WEB経由だから可能なこと、それぞれを上手に使い分けていくことが必要になりそうです。

(広報委員 戸兵 純也)

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検結果	点検担当者記入欄	代表者記入欄
18	確認したところ遅延が1件あった。		売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	I 貸借関係 (資産科目)	
		点検	結果
預掛金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金、小切手による高額誤は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
売掛金 未収金	18 回収が滞しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/poomri>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヶ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiiky.or.jp/>